

# 品川区教育委員会会議記録

平成 25 年 第 1 回 臨時会

場 所 教育委員室

期 日 平成 25 年 2 月 28 日

開 会 午後 2 時 00 分

閉 会 午後 5 時 15 分

出席委員	委 員 長	市川 信之助
	委員長職務代理者	鈴木 敏夫
	委 員	安尾 久子
	委 員	波多野 美佳
	教 育 長	若月 秀夫
欠席委員		

出席職員	教 育 次 長	田村 信二
	庶 務 課 長	齋藤 信彦
	指 導 課 長	太田 元
	品川図書館長	中元 康子

議事運営 および 委員長、教育 長報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名委員に鈴木委員、安尾委員を指名。</li> <li>日程第2 報告事項2および報告事項3「都費教職員の任免等に関する内申について」は品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。</li> </ul>
---------------------------------	---

件名	<p>日程第1 第8号議案</p> <p>品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について</p>
担当課説明等	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料に基づき説明</li> </ul>
委員質疑要旨	<p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活指導専門員およびスクールソーシャルワーカーは何名採用する予定か。</li> </ul> <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活指導専門員およびスクールソーシャルワーカーの採用は、区全体で採用されるのか。それとも、学校ごとに採用されるのか。</li> </ul> <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活指導専門員とは、どのような方を採用するのか。</li> </ul> <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活指導専門員およびスクールソーシャルワーカーの勤務形態はどうなっているのか。</li> </ul> <p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールソーシャルワーカーを採用するとのことだが、この方にはどのようなことを期待しているのか。</li> <li>今まで、スクールソーシャルワーカーに相当する役割は、どのような職種の方が担っていたのか。</li> <li>いじめ等対策チームにスクールソーシャルワーカーが入るとのことだが、校長や副校長だけでなく教員も含めて、スクールソーシャルワーカーの存在や機能をしっかり伝えなければ役割を果たせないと考えるが、どのような方法で伝えていくのか。</li> </ul> <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールソーシャルワーカーの役割や機能について、校長、副校長、教員は、どう活用していけばいいのかイメージが掴めないと感じる。具体的な活用方法や事例等を提示してはどうか。</li> <li>スクールソーシャルワーカーは、いじめ以外の問題においても活用されるのか。</li> </ul> <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールソーシャルワーカーは、東京23区でどれくらい導入されているのか。</li> <li>現在、各学校と主任児童委員等の関わりはどのようになっているのか。</li> </ul>
事務局説明	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活指導専門員は1名、スクールソーシャルワーカーは2名の採用</li> </ul>

予定である。

- ・ 採用については、いじめ等対策チームに学校生活指導専門員1名、スクールソーシャルワーカー2名を採用するものであり、区全体として採用することになる。
- ・ 学校生活指導専門員の採用については、警察OB、特に生活安全担当の少年指導に携わった経験がある方の採用を考えており、主に学校的生活指導の対応、学校や家庭とのパイプ役などこれまでの職歴の経験を生かしていただきたいと考えている。

(教育次長)

- ・ 学校生活指導専門員およびスクールソーシャルワーカーの勤務形態は、平成25年度の予算上、月16日の勤務を予定している。しかし、できる限り有能な方の採用を検討しているため、採用者の状況によっては、週1日や月1日の勤務等、予算の範囲内で柔軟に対応していきたい。また、年度当初の4月1日より、両職種メンバーを必要数揃えるのではなく、チームとして能率的に活動できるよう有能な方を慎重に人選していきたいと考えている。

(指導課長)

- ・ スクールソーシャルワーカーは、平成25年度から設置されるいじめ等対策チームに入っていくことになる。学校は今までもいじめ等の解決に向け家庭や地域と連携を図ってきたが、学校だけでは解決できない問題、家庭や地域との更なる連携強化等、社会福祉的な位置づけとしてスクールソーシャルワーカーにその役割を担っていただきたいと考えている。また、家庭訪問や関係諸機関とのコーディネート役等、専門知識を広い範囲で生かしていただくことに期待している。
- ・ 今まで、スクールソーシャルワーカーに相当する役割については、子どもに関することであればスクールカウンセラーが、学校と家庭との連携については担任や副校長が担っていた。今回、スクールソーシャルワーカーを導入することで、今まで以上に対応や連携が手厚くなると考えている。
- ・ 平成25年度からいじめ等対策チームが新設されること、そして、その中にスクールソーシャルワーカーが導入されることを含めて、校長、副校長連絡会や生活指導主任会等でスクールソーシャルワーカーの存在や機能を伝えていきたいと考えている。
- ・ スクールソーシャルワーカーの役割や機能について、校長や副校長、教員は、すぐには把握できないと考える。他自治体でスクールソーシャルワーカーを導入している事例もあるため、具体的な事例を収集して学校が有効に活用できるよう提示していきたい。

(統括指導主事)

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用については、毎週木曜日に定期的開催する連絡会にて、生活アンケートやいじめ等の相談を行う中で理解していただくことを考えている。連絡会には、学識経験者やスクールカウンセラー、指導主事も参加し、その中でスクールソーシャルワーカーの機能を説明し、学校に理解してもらった上で活用していただきたいと考えている。連絡会については、事例に沿った対応等を検討して教育委員会事務局へ報告することになり、教育委員会事務局の判断の下、各事例に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、指導主事を学校へ派遣することになる。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、いじめ等対策チームに入ることになる。いじめ「等」の部分には、いじめ以外にも不登校や問題行動も含まれるため、いじめ以外の問題においても活躍できるものと考えている。

(指導課長)

- ・ スクールソーシャルワーカーは、東京23区中、10区程度で導入している。
- ・ 主任児童委員や民生児童委員は、各学校の青少年健全育成協議会に参加していただいております。協議会を通じて各学校の情報提供や状況把握を行っている。

委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第2 報告事項1 平成24年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項2および報告事項3 都費教職員の任免等に関する内申について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議とする。

件名	日程第3 視察 荏原第六中学校、豊葉の杜学園
担当課説明等	(視察を実施)
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	